

## ひきこもり集いの場運営事業費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 県は、ひきこもりの状態にある者の社会参加を促進するため、ひきこもり集いの場運営事業実施要綱に基づき当該事業を行う実施主体に対し、その支弁した費用について、予算の範囲内において補助金を交付する。

2 前項の補助金の交付に関しては、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号、以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

### (補助対象事業)

第2条 補助の対象となる事業は、「ひきこもり集いの場運営事業実施要綱」に基づき実施される事業とする。

2 補助の対象となる経費は、別表第1欄に掲げる経費とする。

### (補助額)

第3条 前条第2項の経費に対する補助額は、別表1の第1欄に掲げる対象経費のうち別表2の補助対象経費基準表に規定する経費の実支出額と別表1の第2欄に掲げる基準額とを比較して、少ない方の額に1/2を乗じた額とする。ただし、千円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額を補助額とする。

### (申請書の様式)

第4条 規則第4条第1項の交付申請書の様式は、様式第1号のとおりとする。

### (申請書の添付書類)

第5条 規則第4条第2項第1号から4号に掲げる事項に係る書類の添付は要しない。

2 規則第4条第2項第5号に規定する知事の定める事項に係る書類は次のとおりとする。

- 一 事業計画書
- 二 団体概要

### (交付決定通知書の様式)

第6条 規則第7条の交付決定通知書の様式は、様式第2号のとおりとする。

### (交付の方法)

第7条 この補助金は、概算払とすることができる。

(状況報告)

第8条 補助事業者等は、知事の要求があったときは、補助事業の遂行の状況について当該要求に係る事項を書面で知事に報告しなければならない。

(報告書の方式)

第9条 規則第13条の報告書の様式は、様式第3号のとおりとする。

(報告書の添付書類)

第10条 規則第13条の報告書には、事業実績報告書を添付しなければならない。

(報告書の提出時期)

第11条 規則第13条の報告書の提出期限は、補助事業の完了（補助事業等の廃止及び事業年度完了の場合を含む）後1か月以内とする。

(補助金の額の確定通知)

第12条 規則第14条の補助金の額の確定通知は、様式第4号のとおりとする。

(書類の整備等)

第13条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出等を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入支出等についての証拠書類を整備保管しておかなければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、当該補助事業の完了の日の属する会計年度の翌会計年度から5年間保管しなければならない。

附則 この要綱は、平成16年4月22日から施行する。

附則 この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附則 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附則 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附則 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附則 この要綱は、令和3年3月31日から施行する。

(別表 1)

補助対象経費等

1 対象経費	2 基準額	3 補助率
ひきこもり集いの場運営事業に必要な報償費、賃金、旅費、需用費、役務費、使用料賃借料	450,000円 ただし、行政と民間の連携により、従来にない先駆的な取組みが見込まれる等、特段の理由がある場合には、予算の範囲内で、相当と認められる額とする。	1/2

(別表 2)

ひきこもり集いの場運営事業費補助金 補助対象経費基準表

項目	補助金の対象範囲・予算計上にあたっての注意事項
報償費	<p><b>招聘する講師等出演者の講演料など謝礼</b>            ※謝礼の上限額は1人1回 30,000円とする。ただし、上限を超える場合理由を明記の上、協議すること。</p> <p><b>ボランティア等で事業に従事する人的協力者に対する謝礼</b>            ※団体の職員に対する報償は認めない。</p>
賃金	<p><b>団体の職員・アルバイトなどに払われる給与等。</b>            ※補助対象経費としては、ひきこもり集いの場運営事業（以下「事業」という。）実施に係る部分のみを対象としており、団体の通常運営に関する人件費は認めない。            代表者を除く事業従事者に関しては最低賃金以上の時給とすること。</p>
旅費	<p><b>事業で要する交通費。</b>            ※実費相当分の交通費とする。</p>
需用費	<p><b>消耗品費</b>            事業実施にあたり必要となる物品に関する経費で単価30,000円を超えないもの。            例：文具類、印紙類、お茶代、食材の材料費、暖房用燃料、光熱水費等            ※単価が30,000円を超えるものに関しては事前に協議すること。            光熱水費に関しては事業実施に係る部分とし、団体の通常運営に関する部分に関しては認めない。</p>
	<p><b>印刷製本費</b>  <b>印刷製本に係る経費（自作及び業者委託）</b>            ※業者に委託する場合は必ず見積書を添付し、自作の場合はインク代・紙代等の内訳が分かるようにすること。</p>
役務費	<p><b>事業に係る郵便代、宅配便代、電話代</b>            ※役務費は事業実施に係る部分とし、団体の通常運営に関する部分に関しては認めない。</p>
使用賃借料	<p><b>居場所確保のための賃借料</b>  <b>施設の入場料や使用料</b>            ※団体の代表・その他従業者の自宅兼事務所に対する使賃料は認めない。ただし、自宅と事務所が明確に区分され実施されている場合は、別途協議すること。</p>

様式第1号（第4条関係）

年度ひきこもり集いの場運営事業費補助金交付申請書

年 月 日

（宛先）

埼玉県知事

住所又は主たる事務所の所在地

氏名又は名称及び代表者の氏名

下記により 年度ひきこもり集いの場等運営事業費補助金の交付を受けたいので、  
補助金等の交付手続等に関する規則第4条の規定により関係書類を添えて申請します。

記

- 1 補助金交付申請額 金 \_\_\_\_\_ 円
- 2 補助事業の目的及び内容
- 3 経費所要額調 別紙1のとおり
- 4 事業計画書 別紙2のとおり
- 5 関係書類  
(1) 団体概要 別紙3のとおり

この申請書に関する問い合わせ先

担当者名

TEL — —

FAX — —

## 経費所要額調

(団体名 )

対象経費の支出予定額 (A)	(内訳は別添対象経費の支出予定額内訳のとおり)  (円)
基準額 (B)	450,000 (円)
選定額 (C) (A) (B) 欄を比較して少ない 方の額	(円)
県費補助所要額 (D) (C) 欄の額 $\times 1/2$ (千円未満切り捨て)	(円)

## 事業計画書

### 1 事業の概要

(1) 目的（現状、問題点、事業実施により期待される具体的な効果など）

(2) 内容

ア 実施時期・回数・実施時間

イ 実施場所

ウ 当該事業の利用見込み

- ・ 1回当たりの参加者数
- ・ 延べ参加者数
- ・ 主に対象としている年齢

エ 主なスタッフの人数、経歴等

オ 集いの場の具体的な内容（年間予定などがありましたら添付してください）

カ 参加者負担金 円

2 対象経費の支出予定額内訳

区 分 費 目	支 出 予 定 額	
	員 数 及 び 単 価	金 額
	円	円
合 計	円	



## 別紙3

## 団 体 概 要

団 体 名	(法人格： )			
所 在 地	住 所 (〒 - )			
	電 話 F A X メール			
代 表 者	住 所 (〒 - )			
氏名： _____	電 話 F A X メール			
設立年月日	年 月 日			
会 員 数	人			
主な活動内容 ・活動実績				
主な活動地域				
これまでに受けた 助成金、補助金等	助成団体名	助成年月	助成金額	助成内容

※団体の概要が分かるパンフレット等がありましたら添付してください。

様式第2号（第6条関係）

年度ひきこもり集いの場運営事業費補助金交付決定通知書

疾 第 号  
年 月 日

様

埼玉県知事

印

年 月 日付けで申請のあった 年度ひきこもり集いの場運営事業費補助金については、下記のとおり交付する。

記

- 1 補助金交付金額 金\_\_\_\_\_円
- 2 支払方法 概算払
- 3 条 件
  - (1) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。
  - (2) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
  - (3) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
  - (4) 補助事業の遂行が困難になった場合は、速やかに知事に報告してその指示を受けること。様式第3号（第9条関係）

様式第3号（第9条関係）

年度ひきこもり集いの場運営事業費補助金実績報告書

第 号  
年 月 日

（宛先）

埼玉県知事

住所又は主たる事務所の所在地

氏名又は名称及び代表者の氏名

年 月 日付け第 号で補助金の交付決定の通知を受けた 年  
度ひきこもり集いの場運営事業が完了したので、補助金等の交付手続き等に関する規則  
第13条の規定により、関係書類を添え、下記のとおり報告します。

記

- |            |         |   |
|------------|---------|---|
| 1 補助金交付決定額 | 金       | 円 |
| 2 経費所要額精算書 | 別紙1のとおり |   |
| 3 事業報告書    | 別紙2のとおり |   |

この報告書に関する問い合わせ先

担当者名

TEL — —

FAX — —

## 所要額精算書

(団体名 )

対象経費の支出済額 (A)	(内訳は別添対象経費の支出済額内訳のとおり) (円)
基準額 (B)	450,000 (円)
選定額 (C) (A) (B) 欄を比較して少ない 方の額	(円)
県費補助所要額 (D) (C) 欄の額 $\times 1/2$ (千円未満切り捨て)	(円)
県費補助受入額 (E)	
差引過不足額 (F) (D) - (E)	

## 年度ひきこもり集いの場運営事業報告書

## 1 事業実施状況

実施月日	参加者数	内容	場所	備考
計 回	延べ 人 実数 人			

## 2 事業効果

- ・他者との関わりができた（向上した） 人
- ・家族関係が改善された 人
- ・就労した 人
- ・就学した 人
- ・その他の効果（なるべく具体的に）

## 3 事業の課題等

#### 4 援助事例（1～2例程度）

（公表する予定はありませんが、プライバシーに配慮し、可能な範囲で記載してください）

集いの場に参加した経緯（どこから紹介されたか等）
参加者の概要
集いの場での援助経過
援助結果

集いの場に参加した経緯（どこから紹介されたか等）
参加者の概要
集いの場での援助経過
援助結果

5 対象経費の支出済額内訳

区 分 費 目	支 出 済 額	
	員 数 ・ 単 価	金 額
	円	円
合 計		

様式第4号（第12条関係）

年度ひきこもり集いの場運営事業費補助金交付額確定通知書

疾 第 号  
年 月 日

様

埼玉県知事

印

年 月 日付け疾第 号で交付決定の通知をした 年度ひきこもり集いの場運営事業費補助金については、年 月 日付けで提出のあった実績報告書等に基づき、下記のとおり交付額を確定する。

記

補助金交付確定額 金 \_\_\_\_\_ 円